

都市基準点等使用承認申請書

令和 年 月 日

北九州市 建設局長 様

所 属
所属長名
(測量計画者) 担 当 者
電 話

都市基準点等の使用について、下記のとおり申請します。

記

測 量 作 業 者	会社名及び責任者 (資格) 電 話		
使 用 目 的			
使 用 期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
使用する都市基準点の番号等			
基準点管理番号 (配点図記載の番号)	所 在 地 (〇〇区〇〇町〇丁目)	基準点管理番号 (配点図記載の番号)	所 在 地 (〇〇区〇〇町〇丁目)
		計 点	

【記入要領】

- 申請者は公共測量の計画者とし、所属・所属長名・担当者・電話番号を記入する。
- 所在地は、町名（〇〇町〇丁目）まで記入すること。
- 本申請書は、「都市基準点等使用承認書」を含むA3とし、正副2部提出すること。

都市基準点等使用承認書

承認番号第 号
令和 年 月 日

北九州市建設局長



下記の条件を付して、都市基準点等の使用を承認する。

1. 基準点設置箇所への立ち入り

- (1) 公共施設（学校、市営アパート等）、民有の施設及び土地に立ち入る場合は測量計画者が建物、所有者等（管理者を含む。）に連絡し、承諾を得たのち立ち入ること。
- (2) 使用開始、終了の日時を所有者（管理者を含む。）に知らせること。
- (3) 禁煙を厳守し、ゴミ等で汚さないこと。
- (4) 屋上の使用に際しては作業靴等で立ち入りしないこと。
- (5) 作業終了後の旋錠は必ず所有者（管理者）と立ち会いし、確認を受けて万全を期すること。
- (6) 日の出前及び日没後においては、所有者の承諾があった場合を除き立ち入ってはならない。

2. 使用承認書の携行

都市基準点等の使用時はこの承認書を必ず携行すること。

3. 基準点異状報告書の提出

都市基準点等の使用に際し、基準点・水準点の異状を発見した場合は、「都市基準等異状報告書」を提出すること。

4. 都市基準点・水準点の新設

都市基準点・水準点を新たに設置する場合は、別途「都市基準点等設置申請書」を提出すること。

5. 疑義の協議

都市基準点・水準点等の使用に関し疑問等がある場合は、担当課と協議すること。

6. その他

〈注意事項〉

この申請により使用承認する都市基準点の成果は、

- ①平成14年から電子基準点を使用した基準点成果がある。
- ②国土地理院長の(助言番号 平14九公第8号)助言を得て、TKY2JGDによる一括座標変換で、変換計算を行った成果がある。
- ③これらの基準点を使用して設置した成果があります。
- ④街区三角点・街区多角点・補助点の成果使用が、平成17年から可能になりました。
- ⑤水準点については、1級水準点を平成16年～平成18年に2000年成果に移行しました。
1級水準点・2級水準点・3級水準点が設置されたので、成果の使用可能になった。

公共測量作業規程変更承認手続きは、書類提出年月日 平成20年5月27日

承認年月日 平成20年6月9日

承認番号 国国地第150号で、変更承認されました。